

資料

新しい日本障害児教育史像の再構築のための研究序説

中村満紀男*・岡 典子**

本論文は、1970年代末以降に発表された日本の障害児教育史研究の研究成果に基づいて、日本障害児教育史研究の再構築が必要な理由を明示し、その研究課題と意義を明らかにすることを目的とするものであり、今後、展開される研究の序説である。1970年代末以降の県特殊教育史・学校記念誌等の研究を総合化し、体系化することにより、これまでの定型的な理解や通説を超えることが可能になる。盲・聾教育を全学校制度の一部とする明治5年「学制」の斬新な計画から、1923年勅令による県立・寄宿制という学校制度に結果するまで、日本の盲聾学校創設計画および維持とその意義について、近代欧米基準、日本の独自の文化的・社会的背景との関連、国際比較によって、盲人、小学校校長と教員、県行政等の盲聾学校創設に関与した人々、社会的支持基盤、そのネットワーク等を学校間・地方間で比較対照かつ総合化する研究方法によって明らかにする可能性を提起した。

キー・ワード：盲聾学校史 障害児教育史 盲人 聾聾者 日本

はじめに

本論文の目的は、1970年代末以降に刊行・発表された日本の障害児教育史研究において蓄積された研究成果に基づいて、日本障害児教育史研究の再構築が必要な理由を明示し、その研究課題と意義を明らかにすることである。

日本の障害児教育全体を扱った歴史を表題とする著書は、これまで荒川勇・大井清吉・中野善達の共著による『日本障害児教育史』が1976年に、また1978年には辻村泰男を編集委員長とする文部省『特殊教育百年史』が刊行された。荒川らの共著は203頁、B5判のコンパクトな著作であるのに対して、文部省の百年史は本文492頁、資料編269頁の大著である。いずれの著作も現在は絶版である。

こうして四半世紀もの間、自国の障害児教育

の歴史に関する独立した著書¹⁾が流通していない状況が生じている。しかし他方で、日本の障害児教育関連の歴史的文献を掲載したりプリント版が繰り返し刊行されている²⁾ことや研究書の刊行は、過去の日本における実践や理論、学校・施設の営みに対して、現代日本の障害者教育・福祉の関係者が歴史的関心をもっていることを意味していると思われる。

それでは、荒川らの著作以降、新たな日本障害児教育史の書籍が見られないことは、日本障害児教育史研究が追加すべき成果がないほど成熟した段階にあるのであろうか。たしかに、とりわけ加藤康昭の研究成果（加藤 [1972]; [1974]; 中野・加藤 [1967・1991改訂新版]）は、とくに盲学校および視覚障害者の教育と生活に関する研究の事実上の参照基準となっている。それだけ、加藤の開発した研究方法とそれに基づく考察が画期的であったことになる。

しかし、加藤の研究を含めて1970年代末以降

* 東日本国際大学福祉環境学部

** 筑波大学大学院人間総合科学研究科

発表された日本障害児教育史に関する研究成果はおびただしく、また多様な媒体により、全国で発表されている。そのなかには、後述するように、新しい知見、画期的な資料と解説を提起した研究やレベルが高い研究も少なくない。以上の研究状況を考慮すると、近現代日本の障害児教育の歴史を対象として、1970年代末以降の新しい研究成果を参照してまとめられた著作が現在も存在していないことは意外といえる。

こうして、1970年代末以降の研究において示された新しい知見について、以下の観点から総合化し、再構成したうえで体系化することは、新しい日本の障害児教育史研究を生むことを期待させる。第一に、それぞれの障害あるいは人物や学校について、学校・障害・地方の状況を横断的に分析したうえで、その結果を総合することにより、これまでの定型的な理解や通説を超えた新しい段階と次元の認識も生まれる。第二に、1970年代末以降の日本障害児教育史研究における新しい知見自体、新しい研究方法の開発に連動するはずであり、新しい知見の体系化により、問題意識から方法・分析、結論に至るまで、新しい研究の発展が期待できる。第三に、日本の障害児教育の世界的位置や日本の障害(者)との関係や、日本独自の障害観の有無も俎上にのることになる。第四に、これまでとすれば日本の唯一の目標として設定されがちだった欧米先進国の位置や関係もまた、これらの研究課題の検討結果しだいでは、これまでとは異なる設定が考えうる。

本論文で参照する先行研究は、本論文の目的が研究レビューではないので、上記の観点に基づいて選択される。また、本論文で検討する時期は、現代日本の障害児教育制度の基礎を形成した第二次世界大戦前、とりわけ1923(大正12)年の盲学校及聾学校令(勅令第375号、以下、大正12年盲・聾学校令)を画期とみるので、1920年代までを扱った研究に主に限定される。したがって本論文では、検討する時期の関係から、結果として視覚障害と聴覚障害に関する学校史・教育史・人物研究が主な検討対象とな

る。しかし、通常の小学校が直面した障害や学業等の問題も考慮に入れている。その意味で、古くは戦前の山形県の精神薄弱・身体虚弱児の教育を詳細に検討した杉浦守邦(1978)と、市澤豊(2010)の研究は示唆的である。また、精神薄弱児や肢体不自由児、病弱児、非行児等、通常の学校制度外で教育が展開された施設については、学校教育との関係や社会的位置の変化等、今後の研究では研究の焦点の一つとなるであろう。

用語については、盲啞学校や啞生、劣等や低能等、当時使用されていた歴史的表現を用いる。

つぎに、どのような観点からの再検討が優先されるべき研究課題であるのか、そしてその理由は何かについて検討するものとするが、研究・資料の蓄積と研究成果の体系化、研究方法論の問題と開発という二つの観点に大別して論じるものとする。

1. 研究・資料の蓄積と研究成果の体系化

ここでは、県特殊教育史や学校記念誌等のカテゴリーに分けて事例的に研究の蓄積状況を概観し、それに基づいて成果の体系化が必要なことを示す。

1. 1970年代以降の研究成果

(1) 県特殊教育史：1980年代以降、歴史の古い盲学校・聾学校の草創期について、非常にレベルの高い学校史や地方史の研究成果が発表されてきた。とくに、養護学校義務制実施の1979年(前後)には、特殊教育百年を記念する多くの県教育史・学校史が刊行され、それまでの記念誌における概略的な記述を詳細にしただけの著作ではなく、まさに史資料を博搜し、新しい事実を発掘し、初期の創設者や実践家の労苦を活写した研究である。

そのような一例として、海野昇雄『福島県特殊教育史』(1975)がある。海野の著書は、1890年代末(明治30年代初め)から1910年代末(大正中期)までの福島県の盲・聾教育の基礎形成

期について、これまでほとんど知られていなかった小規模校を含めて、新史料の発見、関係者間のネットワークの可視化を果たした労作であり、ある種の感慨を感じさせるほどである。

1978年の『群馬県盲教育史』は1116頁という大冊であるが、全体の10分の1ほどの頁で簡潔に草創期から現代までの県盲教育史の展開を辿りながら、本流の県立盲啞学校およびその前身に偏ることなく、源流から桐生（盲）と高崎（聾・盲）の学校を含めて、史資料を通じて視覚障害の教育の歴史をその特質を確認しながら記述している（清水昌吾によると思われる）。しかも本書は、一方では確実な典拠を示しながら、文書資料の制約を元生徒の回想によって補うことで、教育と生活の実態を復元している。また、結果としての視覚障害教育³⁾も暗示させるように構成されている。1980年の笹野儀一によると思われる『徳島県盲教育史』も、群馬版と類似の特長がある。

このほかにも、『愛知県特殊教育のあゆみ』（1977）は767頁の大作であるが、八坂信男（1977）『大分県特殊教育史』、『長野県特殊教育史』（1979）、『石川県特殊教育百年史』（1981）とともに、いずれも頁数のうえでは第二次世界大戦後から養護学校義務制までが中心となっているが、戦前についても、これまでの記述を大幅に書き換え、あるいは体系化している。次項の学校記念誌とともに、これらの執筆者は教員であり、20世紀転換期の全国各地の小学校で学業問題だけではなく、感覚障害のある子どもの教育にも関心をもって試行的な実践をした先人の活動について、共感をこめて記述している。

以上の県特殊教育史は「中央」の動きを意識しながら記述されているものの、他の地域の実情と相互的に対照しながら実体化することまでは試みていないので、各県の動向の相互的意味づけが弱くなっている。同じように、先覚者やリーダーの貢献も単独の意味づけに留まっている。

(2) 盲啞学校記念誌・盲啞学校史：数多い学

校記念誌のなかの白眉は1978年刊行の『京都府盲聾教育百年史』であろう。総頁420頁のうち、2段組で詳細な註を付した本文が284頁、残りが写真、学則、年表となっている。日本最古の聾学校・盲学校だけあって豊富な写真と資料も有益であるが、京都府立盲学校が所蔵している創設以来の諸記録、いわゆる京盲文書を駆使して創設から財政的苦難の過程とその開拓的教育について新しい知見を披露し、日本の盲教育のセンターとしての役割と成果を力動的に記述しているが、とくに財政が安定するまでの苦難の過程はまさにその後の盲啞学校が辿る道であった。

障害児学校の学校記念誌の刊行は盛んであり、さまざまな工夫がなされているが、新しい日本障害児教育史像の構築と先行研究の再構成を目的とする本研究において資料となるのは、沿革が正確で詳細な記念誌の記述であるので、刊行時期の新しさは決定的な要素ではない。学校沿革の大半は古い記念誌の再録であることが多く、「重大な誤記が含まれ」ることもある（平田・菅 [1998a] 1）。また、県立移管に伴い、廃校となる盲啞学校については、刊行時期の古い記念誌に詳細な記録がある場合が多い。

学校記念誌の一般的な特徴は県特殊教育史と同じであり、他の学校や地域との相互関連づけが十分でない点がある。

個別の盲啞学校史研究では、安藤房治（1984）の東奥盲人教訓会、平田勝政・菅達也（1998a; 1998b; 1998c; 1999a; 1999b）の長崎盲啞院、三好一成（1999）の中郡盲人学校、木下知威（2010）の京都盲啞院関連の研究等がある。

(3) 県・市史および県・市教育史研究：1980年代後半以降、詳細な県・市の歴史と教育史が刊行されるようになってきており、そのなかで障害者福祉や障害児の教育が取り上げられることがある。このカテゴリーにおける障害者教育・福祉史の記述は千差万別であるが、たとえば、盲人自身のイニシアティブによる鍼灸を中心とした講習会が存在したとの記述は、類似の情報を体系化することにより、そのような自生

的な学習組織の意義を検討することを可能にする手がかりを与えてくれる。

(4) 人物研究：先の海野の著書と同じ系譜にあるのが、高橋武三（1992）の論文である。高橋はこれまで十分に解明されてこなかった神戸聾唖学校の創始者、松谷富吉（1875-1947）の貢献と限界を究明した。神戸聾唖学校のように途中で廃校となり、現在存続している学校に直接継続していない学校は多数ある。「その存在がかなり長い間無視され、抹消されてきた」（愛知県立豊橋聾学校 [1978] 45）拾石聾唖義塾と類似の例は現在でも少なからずある。清野茂（1994）の佐藤在寛と函館盲唖院に関する研究も、海野と高橋に共通する、得心がいく人物研究である。

盲唖学校創設者や障害者教育・福祉の先覚者について、多数の伝記が刊行されており、人物研究論文を含めて、詳細に記述されている事項をまとめることで、特定個人の偉人伝の次元を超えて、盲唖学校や障害者施設の創設と発展が相互に関連する活動であることを解明できる。たとえば、伊澤修二（1851-1914）のアメリカでの見聞と研究への応用、元良勇次郎（1858-1912）の注意力の心理実験、三田谷啓（1881-1962）の成績不良児・低能児の実践における相互関係（佐藤 [2002]）、1910（明治43）年4月、三重県師範学校附属小学校に盲生学級を開設した師範学校長・相沢栄二郎（1862-1947）に対する楽善会会友、中村正直（1832-1891）の影響（佐々木 [1992] 175-177, 203）が例示できる。学術誌における人物研究よりもはるかに発表数が多い伝記研究では、盲唖学校創設関係者には何らかの人脈が多く存在していることを示しており、その全体的な解明は、盲唖学校や障害者施設の社会的位置のより十分な把握を可能にするであろう。ただし、人物の発言や行動の資料的な裏づけが明示されていない人物評伝は、背景や状況理解に役立つ程度である。

(5) 小学校沿革誌（史）・戦前の小学校史：明治初期に沿革資料の作成が文部省により指示された（千葉県教育百年史 [1973] 244）ため

に歴史の古い小学校には沿革史があり、ある時期までのそれは史資料的価値が高いといわれている（檜村 [1980] 再版あとがき4-5）。沿革史には、障害児教育関連の記述が散見する。戦前に刊行された小学校史のなかに、現在の教育行政制度からは想像困難な校長のイニシアティブによる学校経営と障害児教育関連の教育活動を伺うことが可能である。

2. 体系化の例

(1) 個別的検討とネットワークの解明：京都と東京の盲唖学校以外に、実態が相当程度解明されつつある盲唖学校について検討することが可能である。1900（明治33）年までに開設された盲唖学校では、横浜の鍼治揉按医術講習学校（横浜市立盲学校 [1990]）、新潟県高田の私立訓矇学校（高田盲学校 [1977]；田部 [2003]）、愛知県の拾石訓唖義塾（豊橋聾学校 [1978]）、私立福島訓盲学校（海野 [1975]；福島県立盲学校 [1998]）、長崎盲唖院（平田・菅 [1998a] ほか；長崎県立盲学校 [1998]）、掛川の東海訓盲院（松井 [1900]）、豊橋訓盲院（豊橋聾学校 [1978]）と長野盲人教育所（長野盲学校 [2000]；長野県教育史 [1979]）、そしてキリスト教ミッションとして、横浜の盲人福音会（横浜訓盲院 [1979]）・岐阜聖公会訓盲院（岐阜盲学校 [1994]）・函館訓盲会（篠崎平和 [1966]；北海道函館盲学校・聾学校 [1995]）があげられる。

これらの学校の創設とその後の経過において、教職員、教育の目的と内容、対象者等が把握できるし、学校に関与した人々として、盲人（専門的な教育を受けた富裕層盲人と鍼按業者）、医師、教育関係者、県・郡行政関係者、地方名望家、支持基盤としての宗教（キリスト教・仏教）、経営困難等も、資料的な裏づけがある。この後に開設される各県における盲唖学校の先駆例または類似要素を見ることができ。また、創設における盲中心、開設後に聾唖者への開放という傾向も検討可能である。

ネットワークについては、キリスト教会主導の創設運動ネットは当然として、東京盲唖学

校・京都盲啞院がハブとしての役割を福島および長野・長崎・掛川で果たしており、とくに教員練習科が設置される1903（明治36）年以降の東京盲啞学校の役割とその意義を検討する必要がある。

国際的な観点からの対照も必要な観点である。19世紀末は、第一に、イギリス・アメリカでブライユ点字が盲人に最も有益な文字として選択されつつあった時期であり、東京盲啞学校は、1892年にアメリカ・イリノイ州立盲学校校長、F.H.ホール（Frank Haven Hall 1843-1911）が開発したばかりの点字タイプライターを翌年に購入している。第二に、1892年にスコットランドが、1893年にはイングランドとウェールズが、盲児と聾児の教育を義務制とした。第三に、聾啞教育では口話法への転換が本格的になってきた時期であった。

国内的には、1890（明治23）年には、盲啞学校の設置廃止の法的根拠について改正小学校令（1890 [明治23]）で初めて明示され、翌年には盲学校教員の資格任用等について規定された。また、石川倉次案が点字撰定会で採用された。1893（明治26）年には小西信八（1854-1938）が官立東京盲啞学校の校長に任ぜられ、国内の盲啞教育の拡大と向上のリーダーの役割が期待された。小西は1896（明治29）年末には欧米特殊教育視察に出発する（1898 [明治31] 年9月帰国）。また1893年には同校啞生同窓会の、1894（明治27）年には盲生同窓会の報告の初号がそれぞれ刊行されたことは、専門的な教育を受けた障害者自身の主張を発する場が確保されたこと、教育の重要な成果であったことを意味する。このような国内外の動向から、日本の草創期における盲啞教育の状況を把握することが必要である。

(2) 廃校になった学校の解明：現在まで継続している盲学校・聾学校に吸収されて最終的に廃止となった盲啞学校や、途中で廃校となった盲啞学校について、もっと分析してみる必要がある。ほとんど校名程度しか情報が残されておらず、その実態がほとんど不明の盲啞学校も

多い。1900年まで開設した学校に限定してみると、上毛訓盲院（1890 [明治23]）、秋田の明導館（1891 [明治24]）、前橋の瀬間福一郎の私塾（1892）、松本の訓盲院・米沢盲啞会・札幌の北盲学校（1894 [明治27]）等がある。これらの学校の実態を探ることは、盲啞者をめぐって存在した課題とその解決の間にいかなる問題があったのかを明らかにすること、この時期前後の盲啞学校と盲人の社会的位置を明らかにすることにつながる。短命だった盲啞学校についての分析は、史資料上の困難さはあるが、観点を変えて行う必要がある。たとえば、私立福島訓盲学校の創設者の一人、盲の鍼按家だった渋木重庵（1858-1921）の盲学校創設の試みは長年の宿願だったが、福島校が講習所ではなく学校として創設と永続化に結実できた条件と対照させて、数的に遙かに多かったと思われる結実しなかった設立計画とその理由を検討することができる。

(3) 創設運動に対する社会的支持：福島・豊橋・長野・長崎で小学校関係者が関係しているほかは、鍼按業の盲人が中核となっている。なお、拾石訓聾義塾と中郡盲人学校では、自由民権運動家の参加があった。ところで、経営困難は例外なくすべての盲啞学校が直面した問題であり、これまでの研究では、経営困難問題は盲啞学校に対する社会的支持が低かったという共通理解があった。しかし経営困難は、盲啞学校に限らずあらゆる民間事業に共通する問題であり、その基本的原因は、障害児の教育を公的責任外においた国と地方の政策に発するものがある。それにもかかわらず多数の盲啞学校が、継続的に存在し得たことは、経営当事者の犠牲的活動を考慮に入れても、むしろ驚嘆すべき現象であった。それゆえ、盲啞学校に対する社会的支持の実態究明は非常に重要な検討課題であろう。地元の官民の有力者がこぞって参加した私立岩手盲啞学校のような例もあったが、少額の定期的寄付金を拠出する会員制によって成立する盲啞学校も少なくなかったことは、盲啞学校に対する社会的支持の有り様と支持の内容を

再検討する必要があることを示しているのではなかろうか。

II. 研究方法論の問題と開発の必要性

ここでは、第I章で例示した課題と関連させて、研究方法の問題の所在と研究方法の開発の必要性を述べる。

(1) 検討時期と比較基準：検討時期の問題は、比較基準としての欧米先進国をどのように考えるかに連動する。これまでの日本障害児教育の成立は、欧米の障害児教育の基準によって考察されてきたから、ほとんど近代以降に限定されてきた。したがってまた、欧米基準から逸脱した社会・教育事象は捨象されてしまう。その結果、日本の障害児教育は、時間的には欧米よりも遙かに遅れて成立したという結論は避けられない。

そこで小論では、近世以前をどのように扱うかという問題、さらに、日本の障害児教育のどの位相を意識して検討するのかという問題について論じたい。前者では、社会における障害者の位置を考える場合、社会的・文化的観点は欠かせないので、副次的課題としてはあれ近世以前の障害(者)に関連する事象を検討する必要があるだろう。

また後者の障害児教育の位相では、教育制度なのか、教育内容なのか、教育目的なのか、学校や障害者の社会的位相なのか等々、その具体的な位相を意識して分析することになる。今後展開する研究では、主たる検討対象は近代以降であり、欧米を主たる参照基準とはするものの、日本独自の文化的・社会的背景も考慮に入れながら検討する必要がある。

たとえば、東京の訓盲院創設における3回の設立願は、その内容の変化とともに、開明派の訓盲院創設者が、日本の伝統的な社会制度と慣習を顧慮していないことに注目すべきである。政府に関係する日本人の訓盲院関係者は、1871(明治4)年の当道座等の盲人保護廃止および1874(明治7)年の医制における「鍼治灸治ヲ業トスル者ハ内外科医ノ差図ヲ受クルニアラザ

レバ施術スベカラズ」との太政官命令を背景に、開明派として東洋医学と鍼按等に対して西洋医学による圧迫を支持する立場にいたのである。したがって、西欧的理念と盲児の現実の生活準備という狭間の中で、盲児の職種として何を選択するのかに、開明派の問題意識が現れることになるだろう。

別の例を挙げる。義務教育制度の確立が、障害児に対する何らかの対処を不可避にすることは、理論上は当然のことである。その対処とは、就学免除による学校教育からの排除、各種の特別学級への措置と教育、放課後等の正課外での指導である。ところが日本では、就学猶予・免除規程は整備されていくが、特別学級の開設は低調だった。その理由については、特殊学級制度が世界で最も普及した国の一つであるアメリカ合衆国等における開設要因を参照しながら、小学校において制度外としての試行的な試みがどの程度存在しえたのかを含めて、国および県の政策と小学校での実践的状況、そして保護者の対応との間における複合的で力動的な原因を追究する必要があるだろう。

(2) 盲啞学校創設計画および創設の評価：学校や構想の評価は、財源や人的資源が時期によって異なるから、実際にはかなり困難な検討課題である。しかし構想が実際に盲啞学校の設立に結実したか否かに関わりなく、構想の可能性を含めて分析する必要がある。このような例には、1876(明治9)年開設の東京の熊谷実弥の盲人学校や楽善会に途中参加の山尾庸三(1837-1917)の太政官宛建白書(山住[1990]312-314)があり、彼らが盲人・聾啞者の育成において何を目ざそうとしたのかを再検討することが必要である。

たとえば熊谷の盲人学校については、「教授内容は、江戸時代の家塾と大差がなかったので、京都盲啞院に始まる組織的な近代盲教育の先駆的役割を果たしたものとして位置づけるのが妥当であろう(中江[1972])という評価よりは「教育内容が普通学を志向している(中野・加藤[1991]179)と理解すべきであろう。この

時点で「組織的な」盲啞学校は、公費による財源を政府から拒否されているから過大な要求であった。熊谷の盲人学校は、1872（明治5）年の学制に規定された廃人学校の現時点で知られている唯一の例である。しかも約20人の盲生を集めていることから、教育需要があったものと思われ、1年間の短命という制約は、それ以降の盲教育における基礎教育重視の可能性を閉じさせたのではなかろうか。

山尾の建白書（1871〔明治4〕年）は、東京府に対する楽善会訓盲院開設の第一願書（1875〔明治8〕、東京聾学校〔1920〕95-96）と比較すると根本的に趣旨が異なることが読み取れる。当初の楽善会の教育構想はキリスト教慈善（伊藤〔1967〕69）に留まっていたのに対し、「廃人」を「無用ヲ転ジテ有用トナシ、国家経済」への効用を図るという山尾の教育の基本方針は、盲学校・啞学校という新規計画を実現可能にする社会的説得の言辞としては何ら異例なものではなく、盲学校を社会的存在にするアメリカでの主張と共通する普遍的な理念であるといつてよい。しかし彼は同時に、盲啞者の将来の生活における「自主ノ権」を目ざすことも明示していて、これまで無用→有用・社会効用論だけが否定的に評価される（中野・加藤〔1991〕167）ことの多かった山尾の論には、社会における盲人の位置の確保も含意されていたと思われる。訓盲院発足後の職業教育の展開をみると、具体的な職種は構想されておらず試行錯誤であったように思われるが、山尾の構想は基礎教育の充実のうえに自立自営を説いている。また、按摩のカリキュラムへの導入が遅れたことは、山尾が、鍼按以外の非伝統的な職業の習得によって新時代における新しい盲人の社会像を期待していた可能性もある。

(3) 通常教育側の障害児とその周辺状態にある子どもへの関心：ここで通常教育とは、小学校という教育の場や教育形態だけでなく、教員の意識や行動を含むものとする。

これまでの日本の障害児教育史研究は、大正12年勅令という最終の結果を必然的かつ肯定的

な方向として理解してきたように思われる。つまり、これ以前は障害児の教育を勧奨する法制度がなかったばかりか、障害児を就学義務の猶予・免除の対象としたために、すべての行政官や社会、あるいは学校が、障害児等に対する教育に一貫して関心を払わなかったであろうという前提を設けて理解してきたのではなかろうか。

いいかえれば、教育機会からの障害児の排除という法制度が、地方教育行政はもとより、小学校を緊縛し、教育関係者は一律に障害児等を小学校から排除し、障害児の教育には関心をもたなかったはずだという前提である。

義務教育の強化は、保護者に対する強力な就学督励と貧児に対する経済的援助や補助的教育機会の提供によって、就学率は格段に上昇した。同時に障害を理由とする就学免除規程の確立は、障害児に対しては小学校への就学を自動的に免除してよいという認識を生んだのである（村田〔1997〕18-22）。

しかし、明治期当初から教育関係者が障害児教育にまったく関心をもたなかったことを意味するわけではないことは、小学校の教員や校長、師範学校長の盲啞学校創設運動への関与や小学校における学業・健康の逸脱児に対する実際の対応から理解できる。小学校には、通学可能であれば学業の遅れや行動上の逸脱・病弱のために進級できなかつたり、他の子どもの指導の妨げとなる子どもは相当数いたはずである。もちろん、彼らが就学しても適切な教育が提供されたとは必ずしもいえなかったわけではあるが、通学という事象は、教育に対する願望や要求が親にあったということであり、受け入れる学校の校長や教員には、何らかの教育的対応があった（成功しなかった場合が多かったであろうが）か、異なる教育形態の必要性が認識されていたと思われる。

19世紀末の小学校において、障害をはじめとする何らかの逸脱状態にあった子どもに必ずしも拒否的でなかったのは、近世の庶民教育における障害児に受容的な慣習が部分的にせよ存在

していたことと関連があったものと思われる。江戸中期の寺子屋では啞児や肢体不自由児・盲児の受け入れと、学業が順調ではない寺子に対する補充的な指導があった(乙竹 [1929]; 加藤 [1974] 578-588; 安藤 [1984]; 太田 [1915])。寺子屋への通学が社会的慣習であった地方もあったようで、伊勢地方では、零細農民層や下層貧民層はおろか、「非人」層も受け入れていた寺子屋があった(梅村 [1991] 46-47)。藩校の武士子弟に対しても、正統的でない課程による学習が存在していたという(小川 [2005] 88以下)。

以上のような障害や低い学業成績に対する自生的な対応は自生的なままで、独自の学校開設やカリキュラムの設定を進めるといふ発展はなかったのであるが、教職としての教師の心情の発露というべき対応は、近代国家になってからの、とくに初等教育教員による障害児への対応に連続しているものと思われる。古川太四郎の獄中において聾教育に対する心情を示したのと同じ頃、第9大区加賀国向粟ヶ崎小学校の教師金岩安二郎が啞の女子1人を担任して成果をあげ、第8大区能登国磨知小学校の教師吉田守貞が啞の女子1人を指導したといわれる(中江 [1972] 310)。1882(明治15)年には大分県日田郡東学校の宿理政太が、啞生に対して名称、文字・数、数え方等を指導し、1889(明治22)年には中津町金谷尋常小学校の稲荷山洵吾が、A.M.ベル(Alexander Melville Bell 1819-1905)の視話法により、発音を指導した(八坂 [1977] 16-20)。20世紀転換期には、小学校や貧児施設にいた啞児の存在が、松江の小学校訓導だった福田ヨシ(1872-1912)の盲啞学校創設の動機になっていた(福田与志伝 [2005] 7)。小樽の量徳尋常高等小学校首席訓導だった小林運平(1865-1916)や徳島県の五宝翁太郎(1863-1939)は、盲啞学校創設前に学校や下宿、寺を借りて個人的に指導していた(平中 [1997] 22-23; 徳島県立盲学校 [1980] 11)。1910年代末になっても、群馬県では啞児または盲児が校長の好意で在籍する小学校があり、県学務当局は黙認し

ていたという(群馬県盲教育史 [1978] 43, 183)。

また、公立小学校の校長や教員が障害や学業の遅れのある子どもの教育について抱いた関心は、断片的な情報しかないのであるが、その地理的分布からみると、例外であったとは思われない。加えて、公立学校に開設された少数事例の盲啞学級についても、県行政レベルよりもさらに学校現場の問題への対応として、実態の発掘とその総合的な把握が必要である。

公立学校関係者の組織として県教育(協)会があったが、盲啞学校の直接経営または創設や経営(の継承)に関与した例が多かったのである。上野教育会附属訓盲所(1905 [明治38] 年開設)、福島県教育会石城会の私立磐城訓盲院(1906 [明治39] 年)、愛媛県教育協会の私立愛媛盲啞学校(1907 [明治40] 年)、石川県教育会の私立金沢盲啞学校(1908 [明治41] 年)、岡山県教育会附設盲啞院(1908 [明治41] 年)、福岡県教育会が母体である盲啞教育慈善会の福岡盲啞学校(1910年 [明治43] 年)、大分県教育会附属大分盲啞学校(1908年創立の大分県私立盲啞学校を1911 [明治44] 年に改組)、1910年1月創設の千葉訓盲院を千葉県教育会附属に移管(1912 [明治45] 年6月私立学校として認可)、1915 [大正4] 年開設の紀伊教育会附属盲啞学校(1909 [明治42] 年)、和歌山県師範学校附属小学校啞生部として創設)。

教育(協)会制度は、当初の自主的な研究活動団体から官製的な統制組織に変質していくことから、その時点での県の意向が反映していたといえる。県学務部(課)等の関与度は県知事によって一律ではないし、関与内容がすべての盲啞学校に、また、つねに共通するわけではないものの、上記の例では、盲啞学校創設に対する県の肯定的な意向があり、県の代理的機能を果たしたことは、県部長等の上級幹部、教育会長の校長兼任、県当局からの財政援助等から明らかである。

教育会附属盲(啞)学校とほぼ同時期に開設された師範学校附属小学校特別学級は少なくとも15の附属小学校に開設されたが、短期間しか

存在しなかったこれらの特別学級についてはいまだ全貌が明らかになっていないとはいえず、盲啞教育に対する県の関与の実態とその意義について解明すべき課題となっている。

(4) 学校制度・学校形態と中央集権制度

1) 廃人学校

1972(明治5)年の学制の「小学」における「廃人学校アルヘシ」に関する定説的解釈も、少なくとも三点で相互に関連づけながら再検討しなければならない。第一に「廃人」の語義的理解、第二に「廃人学校」の中味、第三に学制における「廃人学校」の位置づけに関する意義である。第一の「廃人」の理解であるが、これまでは現代的な語感からの理解のためか、否定的に理解されている。しかし「廃人」は「廃疾者」の意味であることは明らかであり、具体的にいえば、これまでの多くの先学が一致して示しているように盲、聾等の人々を指していたと思われ、当時の用語例と実態から把握する必要があるのではなからうか。したがって、「廃人学校」とは廃疾者の学校を意味すると解すべきであろう。

そこで第二の「廃人学校」の中味であるが、日本人は欧米先進国の先例を摂取しようとしたのであるから、先進国の障害者に対する学校教育の範囲を把握すればよい。先進国の先例とは盲学校と聾学校に限られるとみてよく、それ以外の、たとえば肢体不自由者に対して先進国では広義の教育は行われても、施設・病院は社会事業に属していたから、肢体不自由は学校教育制度の対象には含まれていなかったと思われる。

第三に、学制が「廃人学校」を規定した意義であるが、これまでの定説では、立法者の「消極的な態度」や関心、「明確な認識」の欠如、「内実のない空文あるいは開明政策の装飾」(中野・加藤[1991]166-167)というものであるが、学校体系の一部として盲学校・聾学校を構成していた国は先進国でさえ皆無であったことに留意したうえで、この廃人学校規定を評価する必要があるのではなからうか。イギリスでは、

1893年には盲児・聾児の義務教育規定を実現したが、慈善を財政的基盤としていた盲学校・聾学校は、通常の小学校とは実質的に異なる学校体系であったといえる。また、最も広範に盲児と聾児の教育機関を整備したアメリカでも、盲学校・聾学校は公立学校とは異なる学校体系であり、監督機関にみるように社会事業に属する州がなお多かった。また山尾が「天下好善ノ人」に支持基盤を求めたのも、開国間もない財政条件とイギリスでの経験に規定されたのであろうし、創設すべき「盲学啞学ノ二校」は全国に盲学校・聾学校を普及させるうえでのモデル校としての位置づけであったらう。

学制において、小学は中学を経て大学に至る非単線型階梯の一部であり、学校間の相互の関係は不明であるが、少なくとも廃人学校が社会事業ではなく小学(「廃人小学」。竹中[2006]三十九、四十六)に属し、これら学校全体の一部をなしていたことは、欧米先進国に例を見ない斬新な学校制度構想であったといえよう。しかしこのような革新的な意義をもっていたはずの廃人学校は、教育令原案を経てしだいに矮小化され、第二次小学校令(1890[明治23])において小学校に類する各種学校となったうえに、行政的には文部省の教育事業と内務省の社会事業の中間的な性格を付与された。盲学校・聾学校は大正12年盲・聾学校令によって学校教育として公知されたが、1872(明治5)年の学制での廃人学校は、先進国にも存在しなかった、全学校体系における盲学校・聾学校の明確な制度上の位置づけがあり得たのではなからうか。

2) 学校形態

大正12年盲・聾学校令で公費による県単位での寄宿制による盲啞教育が既定路線になっていくが、実際にはそれほど単純ではなかった。実際には、アメリカのように統合教育的な教育形態を並列する選択肢もあったことはすでに明らかになっている(たとえば加藤[1981])。教育行政当局は、就学義務免除対象としての盲啞児は、通常教育の教育制度とは異なる目的の別系統の社会事業的學校制度である盲啞学校で教育

を行うこととした。しかしこの結果は、単純に未熟な教育制度から成熟した教育制度への展開であったと認識してよいのだろうか。そうではなく、複数の選択肢がありえた可能性が、単一の硬直した教育形態へと誘導された結果に過ぎないのではなかろうか。

東京聾啞学校長の樋口長市（1871-1945）のような日本特殊教育の最高権威者で文部省にも影響力のあった人物ですら、大正12年盲・聾学校令公布後も、盲教育の形態について寄宿制を定型とすることなく、通常教育との距離を縮小するように提案した（1925年5月17日、東京盲学校で開催「盲教育開始五十周年記念祝賀会」での講演「特殊教育の意義」（町田 [1925] 56-77）。さらに樋口は、寄宿制学校＝県ではなく、市町村の小学校を主たる教育の場、盲学校を中等教育と職業教育の場とし、かつ、小学校への通学制を進むべき方向とし（樋口 [1924] 185-189, 202-203）、「共学」を白痴以外の子どもの教育形態としたのである（平田 [1993] 71-74）⁴⁾。

3) 中央集権化

しかしながら、日本の盲学校・聾啞学校は、アメリカにおけるような公立学校制度内に開設された特殊学級のように展開しなかった。これは、日米の教育制度の相違によるものではあろう。しかしこのような日本の制度が、地域の障害児の教育問題の解決が市町村ではなく都道府県の責任に属する遠因になったという意味で興味深い。日本では、盲学校・聾学校の経営主体が草創期には何らかの社会的支持基盤をもつ私的セクターであったが、それが大正12年盲・聾学校令により、少なくとも学齢期では道府県という行政機関に学校設立主体が移行したことで、それまで盲啞学校を支えてきた社会的基盤が弱体化する結果が生じたか、あるいは使命を終えたと理解されたと思われる。大正12年盲・聾学校令は、盲啞学校の盲学校・聾啞学校への近代化とその共通基準を確立した半面、何らかの特色をもつ私立学校を志向する盲学校・聾啞学校はほとんど存在しなくなった。盲啞教育の公設化が盲啞学校の社会的基盤にどのような変

化を与えたのかについて、国全体の政策動向と関連させて検討する必要がある。

(5) 当事者の関与と当事者に対する社会的支持の観点

1870年代から1920年代において、盲人による設立運動のイニシアティブと参加を、時期・地域・経歴等を考慮に入れて体系的に検討することによって、盲学校の発展に対して盲人がどのように関与してきたのかが理解できる。また、聾啞者の関与がアメリカ等と比較して、日本ではなぜ少なく、また遅れたのかも検討する必要がある。

障害者が教育の機会を享受することで、教育機会の利益を受け、ついで学校を創設して、障害児に教育を提供しようとする循環的活動はしばしばみられた現象であるが、とりわけ日本の盲啞学校をリードしてきた京都と東京の盲啞学校について、生徒の入学と卒業後の動静を体系的に把握することで、どの時期にどのような役割を果たしたのかを考察することは、日本の障害児教育制度の発展とともに、教員養成制度の意義と問題について考察するうえで不可欠の課題であろう。この検討課題の意義は、これまでも個々の盲啞学校については知られていた卒業生情報を整理することで、どのようなネットワークが、京都と東京の学校間や卒業生間で形成されていたのかを解明することにある。

例示してみると、1892（明治25）年3月に東京盲啞学校鍼按科（按）を、1893年3月に尋常科・鍼按科（鍼）を総代で卒業した強度弱視の長澤正太郎（1877-1915）は、日本訓盲点字撰定者の一人であるが、卒業後、若くして私立福島訓盲学校の創設者の一人となった。1898（明治31）年3月に尋常科を卒業した長岡重孝（?-1904）は1901（明治34）年3月には名古屋盲学校を創設した。小林卯三郎（1887-1981）は、1907（明治40）年3月に京都市盲啞院を卒業し、翌1908（明治41）年3月に東京盲啞学校教員練習科（第5回）を卒業し、いくつかの盲学校の教員を務めた後に、奈良盲啞学校を創設することになる。野村惣（宗）四郎（1870-?）は、

1888（明治21）-1892（明治25）年まで京都市盲啞院で学んだ後、1898年の長崎盲啞院の創設に尽力した。神戸盲啞学校を創設する松谷富吉は、1905（明治38）年3月に東京盲啞学校教員練習科（第2回）の卒業生であった。山本厚平は、岡山県知事檜垣直右（1851-1929）の指示により、東京盲啞学校教員練習科第2回卒業生として、小学校における盲啞教育の巡回教師となった。

これらの例のように、盲啞学校の創設を志したり、盲啞学校の教員として不可欠な人材となった京都・東京の盲啞学校卒業生が多かったことから、各県の盲啞学校の専門的資源の程度を把握できる。

創設の支持基盤として一般に宗教があったが、キリスト教の盲（啞）学校創設への積極的関与と結実と比べて仏教の関与が乏しかったようにみられてきた。しかし、このような理解は研究方法上の問題でもある。それは、キリスト教と同一の関与の仕方と結果を前提として、仏教の貢献を理解しようとするからである。仏教にはキリスト教とは異なる関与の仕方があったのではなかろうか。たとえば、仏教僧侶が盲啞学校の創設運動の主役ではなくても、創設過程に関与した例は少なくない。それ以外には、寺を学校として提供する地域が多かった。財源難による頻繁な移転に直面した盲啞学校に対して、学校の間としての寺の提供は、揺籃期の盲啞学校には貴重な資源となったであろうし、地域の知識人・有力者としての仏教僧侶が協力すること自体が、盲啞学校創設の社会的有用性に一定の証明を与えたことになると思われる。

国と地方の支出は、財政的にみれば社会的信用度が低かった盲啞学校に対する社会的効用の公的証明となり、寄付金調達を容易にする（山本清一郎・彦根訓盲院長 [町田1925] 135-136）という、より高度な効果も隠されていたであろうが、内務省・文部省、さらには県と市からの補助金・助成金の何よりの問題は、盲学校・聾学校の学校教育と社会事業の性格をあいまいにするネガティブな効果があったことである。内

務省所管の感化救済事業であった盲啞学校は、「癡人学校」や教育令の構想に逆行して、学校教育と社会事業の混交的性格をいわば行政的に強要されたのである。当然ながら地方も盲啞学校慈善論に追随する（1918年の群馬県学務当局の議会での答弁。群馬県盲教育史 [1978] 42-43）。

また、皇室の内帑金や宮内省の資金提供は慈惠的でもあり、同時に人心を慰撫しつつ、天皇制体制を政治的に強化する効果が盲啞教育関係者を超えて顕著にあったことは明白である。

むすび

冒頭で示した新しい日本障害児教育像の可能性について、若干の研究の展望を示しておきたい。第一に、小学校に附設された盲（啞）学校について、時期、地域、運動主体等によって、横断的に検討することにより、その附設の意図や趣旨を比較できるように思われる。一般に、学校の間を小学校の空き教室に求めた単なる便宜的な場であったと思われるが、時期によっては、上記の樋口長市や小西信八（加藤 [1981]）のように、一般の子どもや社会との関係あるいは生活改善という認識にまで発展する教員もいたのかもしれない。第二に、1970年代末以降の日本障害児教育史研究における最大の知見は、障害当事者自身による創設運動が非常に多かったことへの理解ではなかろうか。運動の趣旨が、職業獲得という直接的な動機だけでなく、社会的な存在の確認、あるいは参政権の要求という内容の相違または発展が、教育の普及と関連して生じたと思われる。教育は、職業の獲得だけでなく、障害者に社会的要求を育む機会でもあるからである。第三に、とくに盲人の場合、伝統的な職業への就労は、盲人自身はどのように考えていたのであろうか。一方で卑賤な職業観であるとの流布、他方で欧米に比べれば高い自活率という矛盾を、日本の盲人はどのように認識していたのかという問題の解明が期待できる。

付 記

1. 本論文の分担は、「はじめに」と「第Ⅰ章」は中村満紀男が、「第Ⅱ章」と「むすび」は岡典子が担当した。
2. 本論文は、日本学術振興会科学研究費（基盤（B））「欧米型インクルーシブ教育の超克と東アジア・スタンダード・モデルの構築」（研究代表者：岡典子）の研究成果の一部である。

註

- 1) これらの著書以外に、ある程度の頁数を割いて、日本の障害児教育全体の歴史を扱った著作には、村田茂（1973）、平田勝政（2003）等がある。これ以外にも、津曲裕次・清水寛・松矢勝宏・北沢清司共編『障害児教育史－社会問題としてたどる外国と日本の通史』（川島書店、1985年）があるが、内容は論文集に近い。
- 2) 大泉傳『文献選集 教育と保護の心理学』（クレス出版、1996年）、津曲裕次『障害児教育福祉年史集成』（日本図書センター、2004～2005年）、高橋淳子・平田勝政『知的・身体障害者問題資料集成 戦前編』（不二出版、2005～2006年）、中野善達『要支援児教育文献選集』（クレス出版、2008年）、大泉傳『日本の子ども研究』（クレス出版、2009年～）がある。このほかにも、児童問題史研究会『日本児童問題文献選集』（日本図書センター、1983-85）がある。
- 3) 例示すれば、一つは群馬県師範学校附属小学校訓盲所における晴眼児との教育と通常教育の教員に盲教育への高い意欲と能力をもった教員がいたことであり、もう一つは、補助金の慈恵性に対する批判的見解（すなわち、盲教育の晴眼児教育との同等性）が県議会議員のなかに確固として存在したことであり（群馬県盲教育史 [1978] 42, 245-250）。要するに、晴眼児と同等の社会的基盤に立った、通常の小学校における盲教育も可能性としてはあったことになる。なお、師範学校附属小学校における盲教育の意義と問題については、三重県立盲学校（1970）5-6も参照。
- 4) 樋口は、今日でいう学習障害についても、彼の短い教職経験と関連づけながら「特殊的低能」として、読み方科、話し方科、算術科、唱歌科、

画科に分けて詳細に触れている（樋口 [1924] 59-109）。また、共学（統合教育）の教育的・社会的意義についても、留学先の一つであったアメリカでの見聞をもとに明確な理解がある。しかし樋口のこのような方向性を規定したのは、彼自身においてそれと対峙する要素に乏しく、新しい動向を是として優先する彼の思考様式であったように思われる。小学校における盲啞学級の開設や通学制等の部分のみに注目すれば、樋口が迷うことなく推奨している新しい動向は現行の寄宿制・独立制盲学校の問題点を革新しようとする要素をもっているがゆえ説得力があったのであるが、アメリカにおけるもう一つの新しい動向であった精神薄弱遺伝論も精神薄弱者の隔離政策や断種論も、そして口話法も、彼は真摯に支持することになる（樋口 [1924] 29-32, 201-202）。特殊教育における彼のこのような選好は、彼の本来の活動の場である教育学においても同じであった。川井訓導事件に対する彼の関与の仕方は、10年前には新教育運動の旗手の一人であった樋口とは相容れないはずであった。

文 献

- 愛知県立豊橋聾学校八十年史編集委員会（1978）拓く径 愛知県立豊橋聾学校八十年史。
- 愛知県特殊教育のあゆみ編集委員会（1977）愛知県特殊教育のあゆみ。愛知県特殊教育のあゆみ編集委員会。
- 安藤房治（1984）青森県障害児教育史－盲・聾教育の創始と八戸盲啞学校の設立－。弘前大学教育学部紀要, 51, 1-10。
- 荒川勇編（1974）障害児教育史 世界教育史体系 33。講談社。
- 荒川勇・大井清吉・中野善達（1976）日本障害児教育史。福村出版。
- 千葉県教育委員会（1973）千葉県教育百年史, 1（通史編明治）。千葉県教育委員会。
- 福田与志伝 改訂復刻版（2005）島根県立盲学校。福島県立盲学校創始百周年記念誌部会（1998）百年のあゆみ：1898（明治31）年-1998（平成10）年福島県立盲学校。
- 岐阜県立岐阜盲学校創立百周年記念事業実行委員会（1994）岐阜盲学校百年史。岐阜県立岐阜盲学校。

新しい日本障害児教育史像の再構築のための研究序説

- 群馬県盲教育史編集委員会（1978）群馬県盲教育史。群馬県盲教育七十周年記念事業実行委員会。
- 樋口長市（1924）特殊児童の教育保護。児童保護研究会。
- 樋口長市（1925）特殊教育の意義。町田則文編 盲教育五十年記念誌。富岡兵吉。
- 平中忠信（1996）小林運平と小樽盲啞学校－明治期の盲啞教育－。北海道社会福祉史研究, 4, 5-52。
- 平中忠信（1997）小林運平と小樽盲啞学校－明治期の盲啞教育－。北海道小樽盲学校90周年記念・校舎増築記念事業会, 創立者 小樽運平先生と小樽盲啞学校, 13-59。
- 平田勝政（1993）戦前の教育学分野における「精神薄弱」概念の歴史的研究－教育学者の乙竹岩造と樋口長市を中心に－。長崎大学教育学部教育科学研究報告, 44, 59-78。
- 平田勝政・菅達也（1998a）長崎県障害児教育史資料（1）－戦前・盲聾教育編－。長崎大学教育学部教育科学研究報告, 54, 1-17。
- 平田勝政・菅達也（1998b）長崎県障害児教育史研究（第Ⅰ報）－1898年設立の私立長崎盲啞院を中心に－。長崎大学教育学部教育科学研究報告, 55, 25-34。
- 平田勝政・菅達也（1998c）長崎県障害児教育史資料（2）－戦前・盲聾教育編－。長崎大学教育学部教育科学研究報告, 55, 1-87。
- 平田勝政・菅達也（1999a）長崎県障害児教育史研究（第Ⅱ報）－明治30～40年代の長崎県盲・聾教育を中心に－。長崎大学教育学部教育科学研究報告, 56, 11-26。
- 平田勝政・菅達也（1999b）長崎県障害児教育史研究（第Ⅲ報）－大正期の長崎県盲・聾教育を中心に－。長崎大学教育学部教育科学研究報告, 57, 33-48。
- 平田勝政（2003）障害児教育史 日本編。中村満紀男・荒川智編 障害児教育の歴史, 108-154。明石書店。
- 北海道函館盲・聾学校創立百周年記念事業協賛会事業部（1995）北海道函館盲学校・北海道函館聾学校創立百周年記念誌。北海道函館盲・聾学校創立百周年記念事業協賛会事業部。
- 市澤豊（2010）戦後発達障害児教育実践史。明石書店。
- 石川県特殊教育百年史編さん委員会（1981）石川県特殊教育百年史。石川県教育センター。
- 伊藤弥之助（1967）古川政雄の生涯－慶應義塾初代塾長。三田評論, 663, 60-71。
- 児童問題史研究会（1983-85）日本児童問題文献選集。日本図書センター。
- 檜村勝（1980）茨城県教育史 上・下（再版）。常陸書房。
- 北野与一（1981）石川県の障害児教育成立に関する一考察－障害児学校及び障害児学級の成立事情について－。特殊教育学研究, 18(4), 49-58。
- 加藤康昭（1972）盲教育史研究序説。東峰書房。
- 加藤康昭（1974）日本盲人社会史研究。未来社。
- 加藤康昭（1981）日本の障害児教育における「統合」の思想－小西信八の緒論を中心として－。荒川勇編 障害児教育史, 311-321, 373-375。講談社。
- 木下知威（2010）待賢小学校瘖啞教場と京都盲啞院に関する資料分析 京都府立盲学校と京都市学校歴史資料館所蔵の明治期資料から。日本建築学会計画系論文集, 75(651), 1025-1034。
http://www.tmtkknst.com/works/TKINOSHITA_MOUAIN_PART2.pdf(2010.8.31)。
- 神戸小学校開校50周年記念式典会（1935）神戸小学校50年史。開校50周年記念式典会。
- 町田則文（1925）盲教育五十年記念誌。富岡兵吉。
- 松井豊吉（1900）東海訓盲院。出版地不明。季報社（国立国会図書館近代デジタルライブラリー）。
- 三好一成「私立中郡盲人学校の設立と展開」『大乘淑徳学園長谷川仏教文化研究所年報』23, 41-118, 1999。
- 村田茂（1973）日本の特殊教育。大井清吉・細村迪夫・村田茂編 欧米と日本の特殊教育－その制度と現状, 206-259。慶応通信。
- 村田茂（1997）新版 日本の肢体不自由児教育 その歴史的発展と展望。慶應義塾大学出版会。
- 三重県立盲学校記念誌編集委員会（1970）創立五十周年・校舎落成記念誌。三重県立盲学校。
- 盲聾教育開学百周年記念実行委員会編集部（1978）京都府盲聾教育百年史。盲聾教育開学百周年記念実行委員会。
- 長野県長野盲学校（2000）長野県長野盲学校百周年記念誌。長野県長野盲学校。
- 長野県特殊教育百年記念事業会（1979）長野県特殊教育史。信濃教育会出版部。
- 長崎県立盲学校（1998）長崎県立盲学校100年の歩

- み：創立百周年記念誌 明日の盲教育を見すえて、長崎県立盲学校。
- 中江義照（1972）盲人の教育．世界盲人百科事典編集委員会『世界盲人百科事典』日本ライトハウス（日本図書館センター，2004）。
- 中野善達（2008）要支援児教育文献選集．クレス出版。
- 中野善達・加藤康昭（1967；1991改訂新版）わが国特殊教育の成立．東峰書房。
- 新潟県立高田盲学校（1977）創立90周年記念誌．新潟県立高田盲学校。
- 小川克正（2005）共通教育と特別教育．角川学芸出版。
- 大泉傳（1996）文献選集 教育と保護の心理学．クレス出版。
- 大泉傳（2009）日本の子ども研究．クレス出版。
- 太田保太郎（1915）神戸区教育沿革史．神戸小学校開校30年記念祝典会。
- 乙竹岩造（1929）日本庶民教育史 中巻・下巻．臨川書店（復刻版，1970）。
- 佐々木仁三郎（1992）近世郷土の教育先賢 根本貞路・阿保友一郎・相沢栄二郎．三重県良書出版会。
- 佐藤哲哉（2002）日本における心理学の受容と展開．北大路書房。
- 清野茂（1994）佐藤在寛と私立函館盲啞院．北海道社会福祉史研究，2，1-27。
- 篠崎平和（1966）北海道函館盲学校北海道函館聾学校沿革史．北海道函館盲学校・北海道函館聾学校。
- 杉浦守邦（1978）山形県特殊教育史．山形県特殊教育史研究会。
- 田部英一（2003）“地方”に初めてできた雪国高田の盲学校 高田盲学校創設者 大森隆碩没後百年に寄せて．大森隆碩没後百年百年を偲ぶ会。
- 高橋淳子・平田勝政（2005-2006）知的・身体障害者問題資料集成 戦前編。
- 高橋武三（1992）兵庫県聾教育の創始者を明らかにする－忘れられた創始者・松谷富吉の生涯から－．研究紀要（神戸県立聾学校），5，40-89。
- 竹中暉雄（2006）「学制」（明治五年）の教育理念に関する諸問題－立身出世、単線型学校制度、『学問のすゝめ』との関係．『桃山学院大学人間科学』32，一～五十九。
- 徳島県立盲学校（1980）徳島県盲教育史－徳島県盲教育八十年記念・徳島県立盲学校創立五十周年記念－．徳島県立盲学校。
- 東京聾啞学校（1920）開設満四十年 東京聾啞学校一覽．東京聾啞学校。
- 東京都心身障害教育百年記念会（1978）東京都心身障害教育百年誌 百年の回顧と展望．東京都心身障害教育百年記念会。
- 津曲裕次（2004-2005）障害児教育福祉年史集成．日本図書センター。
- 津曲裕次・清水寛・松矢勝宏・北沢清司（1985）障害児教育史－社会問題としてたどる外国と日本の通史．川島書店。
- 梅村佳代（1991）日本近世民衆教育史研究．梓書房。
- 海野昇雄（1975）福島県特殊教育史．福島県特殊教育史出版後援会。
- 山本清一郎（1925）学制頒布五十周年を迎へて．町田則文編 盲教育五十年記念誌，135-136。
- 山住正己（1990）教育の体系．日本近代思想体系 6．岩波書店。
- 八坂信男（1977）大分県特殊教育史 底辺を支えた人々．私家版。
- 横浜訓盲院（1979）光を求めて九十年－横浜訓盲学院横浜訓盲院の歩み．横浜訓盲院・横浜訓盲学院。
- 横浜市立盲学校（1990）横盲教育 横盲創立百周年記念特別号，36・37。

—— 2010.9.1 受稿、2010.12.19 受理 ——

New Design of Historical Study on Education of Children with Disabilities in Japan – Introductory Remarks

Makio NAKAMURA* and Noriko OKA**

The purpose of this paper is to indicate why we need to rebuild the Japanese history of special education, and to clarify research topics and its significance as introductory remarks. We may exceed the formulaic understanding and common view so far of Japanese history of special education through synthesizing and systematizing the prefectural history of special education and the anniversary issues of schools for the blind and the deaf, etc., published since the late 1970s. The Japanese first modern school law, “Gakusei” promulgated in 1872 embed the schools for the blind and the deaf within a part of whole school system as very innovative plan. And 1923 royal decree schools for the blind and the deaf established the national hard standard prefectural and residential. We may develop new design of historical study of Japanese special education and its significance through analyzing various movements of establishment of schools for the blind and the deaf conducted in various localities within this half century. This design consists of plural factors including the blind and the deaf, school officials and teachers, prefectural administrators, social supporters, and their network. And this will be examined through modern Western as a standard, Japanese individual cultural and social background, and international comparison, and will be compared within various schools and localities.

Key words: Japanese school of the blind and the deaf, educational history of the blind and the deaf

* Higashi Nippon International University, Department of Social Welfare

** University of Tsukuba, Graduate School of Comprehensive Human Sciences